

# 福島町 通学路安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成28年 9 月

福島町通学路安全推進会議

## 1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒（以下「児童等」という。）が死傷する事故が相次いで発生したことから、各小中高等学校の通学路において関係機関と連携して緊急点検を実施し、必要な内容について協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「福島町通学路安全プログラム」を策定します。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が協議して、児童等が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るために、以下をメンバーとする「福島町通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）」を設置します。本プログラムは、この会議で協議し策定します。

- (1) 北海道開発局函館開発建設部江差道路事務所（国道管理者）
- (2) 北海道渡島総合振興局函館建設管理部松前出張所（道道管理者）
- (3) 北海道警察松前警察署（警察関係者）
- (4) 福島町総務課（町交通安全担当）
- (5) 福島町建設課（町道管理者）
- (6) 福島町立各小中学校（学校関係者）
- (7) 北海道福島商業高等学校（学校関係者）
- (8) 福島町教育委員会（教育関係者）

## 3. 取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

### 【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



#### (2) 合同点検の実施

① 各学校は、1年に1度、新入学前に通学路の点検を実施し、危険箇所を抽出し教育委員会に報告します。各学校から、報告のあった危険箇所について、通学路安全推進会議で合同点検を実施します。なお、周辺交通状況の大きな変化があった場合には、通学路安全推進会議で合同点検を実施します。

② 積雪期においては、各関係機関の情報や積雪情報を考慮し、その都度点検を実施します。

#### (3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置等のハード対策・交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

#### (4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、「福島町交通安全運動推進協会」など関係者間で連携を図ります。

#### (5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所について、実際に期待した効果が上がっているか、各学校等へ聞き取りを実施し対策効果の把握に努めます。

#### (6) 対策効果の改善・充実

対策実施後も合同点検や対策の効果を踏まえて、対策内容の改善や充実を図ります。

### 4. 箇所図、箇所一覧表の公表

各学校の点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し公表します。

#### 【別添資料】

別添①対策一覧表

別添②対策箇所図（検討区域）

別添 ①

### 福島町通学路の要対策箇所一覧

平成28年9月1日時点

#### 【福島小学校】

路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	分類	対策内容	事業主体
道道岩部渡島福島停車場線	塩釜地区	歩道幅員が少ない、法面崩落の危険がある。		歩道拡幅、法面崩壊対策	北海道
町道公営住宅線	三岳・月崎地区	歩道幅員が少ない		歩道拡幅（学校側）	福島町

#### 【吉岡小学校】

路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	分類	対策内容	事業主体

#### 【福島中学校】

路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	分類	対策内容	事業主体

#### 【福島商業高等学校】

路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	分類	対策内容	事業主体